

都道府県、政令指定都市に対する入札制度アンケートの内容（1998年12月実施）

質問1、

- ①制限付き一般競争入札は予定価格が何円からの入札に実施していますか。
- ②公募型指名競争入札は予定価格何円から何円までの入札に実施していますか。

質問2、

- ①入札参加業者数の最高は何社ですか。
- ②入札参加業者数の平均は何社ですか。

質問3、一般競争入札を大幅に拡大する事に関する意見（大幅に拡大することが困難な理由など）

質問5、入札参加者が予想困難な制度の導入に対する意見

質問6、

- ①発注自治体の詳細な積算内訳の公表することについての意見
- ②入札参加業者の詳細な積算内訳の提出と公表することについての意見

質問7、JV制度が談合を誘発するとの意見、地元業者育成のために必要との意見について

質問8、

入札参加業者の事前公表しているか。その理由。

質問9、現場説明会を実施しているか。

質問10、完成保証人制度を実施しているか。

質問11、最低制限価格制度と低入札価格調査制度をどのように実施しているか。

質問13、独禁法違反の場合の指名停止期間は何ヶ月から何ヶ月か

質問14、発注者支援データベース（コリンズ）を活用しているか。

質問15、予定価格を事前事後に公表しているか。過去分（何年か前）も公表しているか。

質問16、落札率を計算しているか。

質問18、VE制度を試行しているか。

質問19、談合が行われているかどうかにつきどのように認識しているか。

入札制度アンケート集計表

	質問1		質問2		質問3		質問4		質問5		質問6	
	一般競争 徳円以上	公募型 徳円以上	入札参加者数 平均	入札参加者数 最高	一般競争拡大 方針と困難理由	入札参加者が予想困難な理由 方針と導入困難な理由	情報公開が重要 入札参加条件を緩和すべき	開かれた行政上、公開 入札に手間と時間がかかる	入札参加者が予想困難な理由 方針と導入困難な理由	入札参加者が予想困難な理由 方針と導入困難な理由	業者の積算内訳 提出と公表	業者の積算内訳 提出と公表
都道府県	50	24・3	45	67	10	20	10	20	10	20	10	20
1 東京	1	6	40	67	20	20	10	20	10	20	10	20
2 埼玉												
3 神奈川												
4 千葉												
5 茨城												
6 栃木	24・3	5	20	20	10	20	10	20	10	20	10	20
7 群馬	24・3	5	20	20	10	20	10	20	10	20	10	20
8 静岡	24・3	1	50	50	20	20	10	20	10	20	10	20
9 山梨	3											
10 長野	10	5	29	29	11	20	10	20	10	20	10	20
11 新潟	10	2	27	27	14	20	10	20	10	20	10	20
12 大阪	24・3	1.6	55	55	20	20	10	20	10	20	10	20
13 京都	24・3	22	22	22	10	20	10	20	10	20	10	20
14 兵庫	24・3	3	81	81	19	20	10	20	10	20	10	20
15 奈良	7	1	11	11	9	20	10	20	10	20	10	20
16 滋賀	24・3	5	30	30	7	20	10	20	10	20	10	20
17 和歌山	24・3	10	10	10	5	20	10	20	10	20	10	20
18 愛知	24・3	3	25	25	10	20	10	20	10	20	10	20
19 三重	21・6	3	15	15	12	20	10	20	10	20	10	20
20 岐阜												
21 福井	5	2	25	25	20	20	10	20	10	20	10	20
22 石川	7・3	2	20	20	15	20	10	20	10	20	10	20
23 富山	10	35	35	35	12	20	10	20	10	20	10	20
24 広島	10	5	25	25	15	20	10	20	10	20	10	20
25 山口	24・3	2	40	40	15	20	10	20	10	20	10	20
26 岡山	24・3	0・6	30	30	15	20	10	20	10	20	10	20
27 鳥取	24・3	2	15	15	10	20	10	20	10	20	10	20
28 島根	8	2	20	20	12	20	10	20	10	20	10	20
29 福岡	24・3	5	30	30	15	20	10	20	10	20	10	20
30 佐賀												
31 長崎	50・5	15	15	15	15	20	10	20	10	20	10	20
32 大分	24・3	5	24	24	12	20	10	20	10	20	10	20
33 熊本	24・3	5	30	30	15	20	10	20	10	20	10	20
34 鹿児島	24・3	3	60	60	30	20	10	20	10	20	10	20
35 宮崎	24・3	2	12	12	9	20	10	20	10	20	10	20
36 沖縄	7・3	0・8	30	30	24	20	10	20	10	20	10	20
37 宮城	1・5	なし	50	50	15	20	10	20	10	20	10	20
38 福島	24・3	1	12	12	11	20	10	20	10	20	10	20
39 山形	24・3	5	21	21	14	20	10	20	10	20	10	20
40 岩手	24・3	5	22	22	9	20	10	20	10	20	10	20
41 秋田	24・3	2	30	30	20	20	10	20	10	20	10	20
42 青森	24・3	0・5	47	47	24	20	10	20	10	20	10	20
43 北海道	24・3		20	20	10	20	10	20	10	20	10	20
44 香川	10	5	18	18	11	20	10	20	10	20	10	20
45 徳島	10	16	16	16	12	20	10	20	10	20	10	20
46 高知	10	2	24	24	14	20	10	20	10	20	10	20
47 愛媛	10	2	38	38	18	20	10	20	10	20	10	20

質問5	質問6
入札参加者が予想困難な理由 方針と導入困難な理由	業者の積算内訳 提出と公表
情報公開が重要 入札参加条件を緩和すべき	検討したい 事後公表している
検討していない	検討課題
開かれた行政上、公開 入札に手間と時間がかかる	検討中 検討したい
不適格者排除のためややむをえない 透明性が必要	検討中 指名競争でも提出
不正行為防止には他の方法がある 公募型では入札参加者公表せず	検討中 A級工事で提出 一部工事で提出させる
一般競争と公募型は事後公表 不適格者参入と事務量の増大	いずれ実施 今後検討
不適格者参入と事務量の増大 不適格者参入に時間がかかる	検討中 検討中
予想を困難にするほど緩和済 入札に手間と時間がかかる	検討中 公表すべきでない
施工能力、地域要件は重要 透明性を高める必要	今後の動向 低入札の場合提出 企業活動で公表困難 3億円以上で提出
入札前非公表を実施 入札前非公表を実施	企業秘密で公表問題 企業秘密との調整必要
入札前非公表と顔合わせ機会なくす 一般競争は事後公表	事前公表は高止まり 検討する 一般競争で提出
入札前非公表と顔合わせ機会なくす 工事の施工が確実で有利な業者選定	検討中 検討中 低入札の場合提出
国他県の動向を踏まえて検討 入札に手間と時間がかかる	事後公表検討中 事後公表実施中 公表必要
幅広い中からできるだけ多数指名	公表していない 一部の工事で提出
制限緩和は適正工事に疑問	1億円以上で提出
回答なし	回答なし
回答なし	今後の課題
入札に手間と時間がかかる	検討する
今後も改善検討必要	回答なし
検討なし	試行中
現場説明会廃止	1億5千万円以上で提出
制度変えても恒久的談合防止にならない 工事の確実な履行のため制限必要	提出は有効、公表は問題 公表は好ましくない
7千万円以上で一般競争試行	
検討中	検討する
予想困難でも談合する者はする 総合評価方式、技術力競争も談合防止	問題なければ実施 検討中
現状で適正であると了解 入札に手間と時間がかかる	建設省の動向
内容的にわからない 地理的要件、技術的的確、透明性必要	手間と時間がかかる 事務量増大、公表は問題 一般競争で提出

都道府県	質問7 JV制度 必要性	JV制度 億円以上	質問8 人札参加者 事前公表	質問9 現場説明会 実施・廃止	質問10 完成保証人 実施・廃止	質問11 低入札価格 調査制度	質問13 独禁法違反 最高・月	指名停止 最低・月	質問14 コリンズ 活用	質問15 予定価格 事後公表	質問16 予定価格 過去分公表	質問18 VE試行	質問19 談合の有無 の認識	愛媛
1 東京	必要	4	公表	実施	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	設計	なし	なし	東京
2 埼玉	必要	6	公表	A級以上実施	廃止	3千万以上	9	1活用	公表	公表	設計額試	なし	なし	埼玉
3 神奈川	必要	10	公表	実施	廃止	2億円以上	9	2活用	公表	公表	設計額試	なし	なし	神奈川
4 千葉	必要	3・5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	千葉
5 茨城	必要	10	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	茨城
6 栃木	必要	10	公表	実施	廃止	1億円以上	9	0	前向検討	公表	公表	なし	疑いあり	栃木
7 群馬	必要	8	公表	実施	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	群馬
8 静岡	必要	10	非公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	静岡
9 山梨	必要	8	公表	実施せず	廃止	1.6億円以上	9	0	前向検討	公表	公表	なし	なし	山梨
10 長野	必要	8	公表	実施せず	廃止	1億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	長野
11 新潟	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	3	1活用	非公表	非公表	実施せず	なし	なし	新潟
12 大阪	必要	10	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	大阪
13 京都	必要	5	公表	実施せず	廃止	1億円以上	9	0	前向検討	公表	公表	なし	なし	京都
14 兵庫	必要	3	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	兵庫
15 奈良	必要	5	公表	実施せず	廃止	8千万円以上	12	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	奈良
16 滋賀	必要	10	非公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	1活用	非公表	非公表	実施せず	なし	なし	滋賀
17 和歌山	必要	5	公表	実施せず	廃止	1億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	疑いあり	和歌山
18 愛知	必要	3	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	0	前向検討	公表	公表	なし	なし	愛知
19 三重	必要	3	公表	実施せず	廃止	8千万円以上	12	2活用	公表	公表	実施せず	なし	疑いあり	三重
20 岐阜	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	岐阜
21 福井	必要	3	非公表	実施せず	廃止	2億円以上	9	1活用	非公表	非公表	実施せず	なし	なし	福井
22 石川	必要	3	非公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	6	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	石川
23 富山	必要	5	公表	実施せず	廃止	5百万円以上	9	3活用	非公表	非公表	実施せず	なし	疑いあり	富山
24 山梨	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	24	2活用	公表	公表	実施せず	なし	疑いあり	山梨
25 山口	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	6	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	山口
26 岡山	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	岡山
27 鳥取	必要	5	公表	実施せず	廃止	10億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	鳥取
28 徳島	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	徳島
29 福岡	必要	5	公表	一部実施	廃止	1億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	福岡
30 佐賀	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	0	前向検討	公表	公表	なし	なし	佐賀
31 長崎	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	長崎
32 熊本	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	熊本
33 鹿児島	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	0	前向検討	公表	公表	なし	なし	鹿児島
34 宮崎	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	宮崎
35 沖縄	必要	10	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	沖縄
36 宮城	必要	5	公表	実施	廃止	必要に応じ	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	宮城
37 福島	必要	5	公表	実施	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	福島
38 茨城	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	茨城
39 山形	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	山形
40 岩手	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	岩手
41 秋田	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	秋田
42 青森	必要	5	公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	青森
43 北海道	必要	5	公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	9	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	北海道
44 香川	必要	5	非公表	一部実施	廃止	5千万円以上	12	2活用	公表	公表	実施せず	なし	なし	香川
45 徳島	必要	5	非公表	一部実施	廃止	24・3億円以上	14	1活用	公表	公表	実施せず	なし	疑いあり	徳島
46 高知	必要	5	非公表	実施せず	廃止	24・3億円以上	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	疑いあり	高知
47 愛媛	必要	5	公表	実施せず	廃止	全工事	9	1活用	公表	公表	実施せず	なし	疑いあり	愛媛

第1章 入札制度改革の背景と経過

1 改革前の状況（平成10年7月以前）

- 入札方法は、指名競争入札が中心
（平成9年度：一般競争入札 3件、指名競争入札 362件、随意契約 142件）
- 業者数は、工事の規模により7社又は10社を指名
- 業者選考は、ランク別に実績、地域性等を加味して選考
- 指名した業者名を掲示、また、一同に会した現場説明会を実施

これらのことにより、常時同じ顔ぶれによる入札が行われ、談合が行われやすい制度となっていた。その結果として、次のような状況が生じていた。

(1) 競争性がない

ア 高値安定が続いており、談合のおそれがある。

表-1 入札制度改革前の入札における落札率の状況

落札率	年度	
	平成9年度	
99%以上 100%以下	58件	15.9%
98%以上 99%未満	76件	20.8%
97%以上 98%未満	39件	10.7%
96%以上 97%未満	41件	11.2%
95%以上 96%未満	27件	7.4%
小計	241件	66.0%
95%未満	124件	34.0%
計	365件	100.0%

表-1のように、制度改革前の平成9年度では、一般的に高値といわれる95%以上の落札が3分の2を占め、また、予定価格直近の98%以上が3分の1を超える結果となっていた。

イ 発注者側にも「より安く」という誘因が働きにくい

予定価格は、本来発注者の経費見積りであり、かつ予算上の制約からくる契約価格の上限にすぎないものであるにもかかわらず、設計価格（予定価格）と落札価格に差が生じることは、設計価格（予定価格）作成がずさんだと批判されたり、予算を使い残したとして次期の予算査定において減額の根拠とされるというイメージが定着して、経費節減の誘因を働きにくくしている。この結果、「高い買い物をした」という被害者意識も生じにくい状況であった。

(2) 透明性がない

ア 「指名」における選考過程が不透明であり、全体的に発注者側の裁量権によるところが大きい

業者の選定に当たっては、発注者の恣意的な判断が入ることを未然に防止するため、合議制の「指名業者選考特別委員会」により選考を行っている。しかし、外部からは「指名基準」や「指名の理由」が非公表のため、どのようなプロセスで決定されたのか知ることができない。発注者側の裁量権が大きすぎる点が問題となっていた。

(3) 懸念されたこと

競争性や透明性がないことが悪用され、設計価格、予定価格等を探ろうとする不正な行為や贈収賄事件に職員が巻き込まれるおそれがあった。

2 改革の方向性と施策

() 内の年度は、改善実施年度

入札制度を改善する方向として、4つの仕組みづくりと事務の省力化を組み合わせて施策として実施した。

(1) 談合のしにくい仕組みづくり

ア 指名揭示及び現場説明会の廃止 (平成 10 年度)

談合をしにくくするには、談合の相手を特定させないことが重要である。そのため指名業者の公表をやめ、また、現場説明会も廃止して業者が顔を会わせる機会を極力減らした。

イ 工事受注希望型指名競争入札の導入 (平成 10、11 年度)

経営事項審査に基づく総合評点を基準に入札条件とし、入札条件に合致していて、希望する者はすべて入札に参加できる入札方法を導入した。この結果、新規参入業者や下請業者が直接入札に参加できるようになり、入札参加者が激増した。これにより、物理的にも談合がしにくい状態となった。

ウ 談合情報があった場合の対応の強化 (平成 10、11 年度)

談合情報があった場合、くじで入札参加者を50%を限度として減ずる方法から、2者に減らす方法に変更し、場合によっては中止することも加えた。

また、11年度から警察等にも通報することとした。

(2) 高値安定を防ぐ仕組みづくり

ア 入札回数を2回に制限 (平成 10 年度)

入札が1回で落札しない場合は、さらに再度入札を2回まで(都合3回の入札)行っていたが、これを入札を2回で打ち切ることとした。

イ 不落随契約の廃止 (平成 10 年度)

入札が不調に終わった場合は、入札時に最低価格を提示したものと随意契約に切り替えていたが、これを廃止し、業者を入れ替えて、後日再入札することとした。

ウ 希望価格制度の導入 (平成 10、11 年度)

談合による高止まりの落札を防ぐことと、仮に談合があったとしても低価格で落札するよう、最初から予定価格を低く下げて設定したものである。これを「希望価格=予定価格」として上限拘束性を持たせ、受注希望型指名競争入札の入札条件に組み入れることとした。

入札参加者はこの希望価格以下で競争することになった。この「希望価格制」で実施した入札の平均落札率は平成10年度84.3%、平成11年度84.0%(1月末現在)である。

(3) 透明性・公正性を高める仕組みづくり

ア 経営事項審査に基づく総合評点を基準とした発注 (平成 10、11 年度)

経営事項審査により、完成工事高、経営状況、技術力等の項目毎に審査した結果が総合評点として各業者に与えられる。この評点は、建設大臣又は都道府県知事が統一的な手法で審査するため、客観的であり、入札参加業者選定手続きの公平性という観点から優れていることから、これを業者選考の基準として採用し、

従来の指名基準の不透明性を大きく改善することができたものである。

イ インターネットによる工事発注を実施（平成 11 年度）

入札参加希望者に迅速、かつ公平に情報を提供し、参加する機会の平等性を保つため、本市のホームページ「ヨコスカ情報エンジン」(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/>)の「工事発注状況掲示板」に発注情報を掲示している。毎週月曜日の午後 5 時をめぐりに発注予定の工事情報を立ちあげている。

工事名称を選択すると、工事名、工事場所、工事概要及び入札参加資格条件などをまとめたページが閲覧できる。また、入札参加希望者は、このページ上にある「入札参加申請書」や「入札書」をダウンロードして使用することができるようになっている。

ウ 設計価格の事前公表（平成 10、11 年度）

設計価格や予定価格を知ろうとする不正な行為の防止と、高止まりの落札を防止するため、平成 10 年度は設計価格のうち、直接工事費の事前公表を行った。公表しない間接費での競争を促した方法である。また、12 月からは希望価格を事前に公表して入札条件とする方法で発注した。

平成 11 年度は、すでに希望価格の提示で実質的な予定価格の事前公表の実績を作ったことと、落札価格が最低制限価格付近に集中して、高止まりの落札のおそれなくなったことから、積算の目安にも役立つため、土木工事等の競争性の高い工事について設計価格そのものを公表した。

エ 最低制限価格、予定価格の決定に「くじ」を導入（平成 11 年度）

受注希望型指名競争入札の導入により、競争性が高まった結果、落札価格は最低制限価格付近に集中することとなった。競争の激烈化に伴い、落札者への羨望や受注できない業者の不安等から「価格の漏洩が起きている」等の不信、不安感が出たため、その対策として、最低制限価格を入札場所での入札参加者による「くじ」により決定する方法とした。

また、9 月から設計価格事前非公表型に発注方式を変更したこと（最低制限価格は予定価格の 85%とした。）に併せ、予定価格を「くじ」により決定する方式に変更した。

オ インターネットで入札結果を即日に公表（平成 11 年度）

従来、入札結果は入札場所での口頭による発表とマスコミ向けとして契約課カウンターでの結果報告書の閲覧という方法によっていたが、入札立会人の制限と結果の公表による透明性を高めるため、インターネットによる掲示を始めた。

落札者、落札金額は入札当日中に、入札の全結果は翌日中にインターネットで公表することとした。

(4) 工物品質を確保する仕組みづくり

ア 優遇措置及び罰則を強化した「請負工事成績評定要綱」の制定（平成 11 年度）

入札・契約制度の改革は、「安くて、良質な」工事等を得ることにある。低価格での落札による「安かろう、悪かろう」の粗漏工事を防止する対策として、最低制限価格の適切な運用による「入口」でのチェックと合わせて、施工段階における的確な監督及びしゅん工時の厳しい検査による「出口」のチェックを強化することとした。

そこで、工事施工に当たっては施工者にも良質な工事の完成をすることによるインセンティブを与え、また、不良工事に対してはペナルティを強化した方策を導入することとした。

この請負工事成績評定要綱では、7 種類の評価項目を A から E までの 5 段階の評価により、優良な工事（A を 3 個以上又は A を 2 個、B を 3 個以上で、かつ D、E がいないこと）を 2 回施工した業者には、手持ち件数の拡大や随意契約の発注等の優遇措置を講ずることとした。

一方、不良工事（3 年間の間に、「D」工事を 3 回、または「D」工事 2 回と「E」工事 1 回、若しくは「E」工事を 2 回）とった者は、1 年間の指名停止とした。従来の検査制度に比べメリハリをつけた制度とした。

イ 工事検査体制の整備（中間状況調査の実施）（平成 11 年度）

従来、工事検査は出来形払い、部分払い検査を除くと、しゅん工検査のみであった。しかし、公共工事はその工期が長期にわたることが多く、しゅん工検査を補完する意味でも中間状況の把握が必要とされていた。

そこで 11 年 4 月、契約課対象工事が「800 万円超」から「500 万円超」に拡大したことに伴い、検査員を 1 名増員し、併せて全工事について「中間状況調査」を実施し、中間時点での指導、確認を強化することとした。

(5) 入札事務の省力化

ア インターネット、FAX の活用による工事発注事務及び入札参加申請受付事務等の省力化（平成 11 年度）

インターネットを活用して工事発注をすることにより、工事事業者への周知、入札参加者への確認、通知等はインターネットや FAX 等の情報ツールを利用することで大量の事務処理を効率的に執行できるようになった。

イ 郵便入札の導入による入札事務の省力化（平成 11 年度）

平成 11 年 6 月から入札はすべて郵便による方法とした。これは入札に係る事務処理の省力化と談合のしにくい仕組みづくりにも役立てようとするものである。郵送方法は、記録性のある郵便とする必要があり、書留、簡易書留又は配達記録郵便の中から入札参加者が選択して郵送することとした。この結果、入札参加希望者は「工事発注」から、「入札参加申請書の提出」、「入札書の郵送」そして「入札結果の把握」まで、一連の事務処理が会社から直接でき、市役所に出向くことなく処理できるようになり、企業の利便性の向上にも寄与し、入札のトータルコストの軽減効果も期待できることとなった。

ウ 契約管理システムの活用による業者選考及び入札結果入力事務の簡素化（平成 10、11 年度）

入札参加希望者の審査後には、業者選考としてリストの作成等の内部処理を行うが、契約管理システムの活用により、重複入力を選避ことができ、事務量の増加にも対処できることとなった。

3 改革の効果

入札制度改革の定性的及び定量的な効果は次のとおりである。

(1) 定性的効果

ア 競争性が向上し、定着した

受注希望型指名競争入札を導入したことにより、1 件あたりの入札参加者も増え、価格面での競争性が高まった。

イ 談合の懸念が小さくなった

入札参加希望者の増加や指名された業者がわからなくなったことにより物理的にも談合がしにくくなった。また、業者の姿勢の変化も見受けられ、談合の懸念はかなり小さくなった。

ウ 入札参加希望者にとって受注機会が拡大した

従来の指名競争入札では 1 件あたり平均 9 社しか入札に参加できなかったが、希望型を採用したことにより、発注工事のたびに資格要件さえ満たせば参加できるようになり、受注機会がふえた。

また、従来はなかなか指名されなかった「下請業者」や「実績のない業者」も参加できるようになった。

(2) 定量的効果

表-2 入札制度改革の定量的効果

項目	年度			
	平成9年度	平成10年度		平成11年度 (1月末現在)
1 入札参加業者数	社/件 9.2	4~6月 社/件 9	7~3月 社/件 16.7	社/件 24.7
2 平均落札率	% 95.7	% 90.7		% 85.6
3 入札差額	千円 1,320,008	千円 3,022,871		千円 3,078,168

(注1) 平均落札率には、一般競争入札及び随意契約を含む。

(注2) 落札率及び入札差額(税込み)は、設計価格と落札価格の差。

表-3 指名競争入札及び随意契約の落札率の推移

区分 / 年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
改革前の指名競争入札	94.4 %	93.8 %	—
一般競争入札	93.5 %	90.1 %	—
改革後の指名競争入札	—	87.6 %	—
受注希望型指名競争入札	—	84.3 %	84.0 %
随意契約	98.7 %	96.4 %	90.4 %
平均落札率	96.7 %	90.7 %	85.6 %

(注) 平成11年度は、1月末現在

参 考

入札制度改革のあゆみ (昭和57年1月 ~ 平成11年12月)

- 昭和57年1月 ・ 横須賀市入札制度改革検討委員会を設置
- 平成5年8月 ・ 入札制度改革検討委員会組織強化策として「工事部会」及び「委託部会」を設置
- 平成6年12月 ・ 「入札制度など改善について(中間報告)」をまとめる。
- 平成8年4月 ・ 工事完成保証人を廃止し、履行ボンド制を導入
- 平成10年5月 ・ 新入札制度改革策をまとめる。

<新制度の概要>

- 指名業者数の非固定化 (7~16社)
- 指名揭示、現場説明会の廃止
- 設計図書の有償化
- 入札は2回までとし、不落の場合は指名業者の入れ替え
- 工事受注希望型指名競争入札の導入
- 談合情報があった場合の対応強化
- 工事設計価格の一部事前公表 (直接工事費の事前公表)



